



# 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の概要

## 【ねらい】

- 再生可能エネルギー（再エネ）の供給量の増大等を図り、地球温暖化対策の推進と地域社会及び地域経済の健全な発展を目指す。

## 【主な内容】

### 税制優遇等による再エネ導入団体等の積極支援

- 地域住民と協働して再エネ設備の導入を支援する団体への優遇措置
- 再エネ設備と蓄電池等を同時に導入する中小企業者等への優遇措置

R2改正で、優遇措置（税制優遇）を受けるために必要な認定の基準に「災害その他の非常の場合に、当該再エネ設備において発電された電気を一般の利用に供しようとするもの」を追加

- 再エネ設備導入に係る個人向け融資制度を規定

### 建築物への再エネ導入促進策

- 中規模（延床面積300m<sup>2</sup>以上を想定）～大規模（延床面積2,000m<sup>2</sup>以上）建築物の新築・増築時の再エネ導入義務【R2改正で中規模まで拡大】
- 設計者から建築主への情報提供の義務【R2改正で義務化】

### 事業者への再エネ導入促進策

- 特定事業者※に対する再エネ導入等に係る報告の義務【R2改正で創設】

※ 府内における事業活動に係る年間（年度）のエネルギー使用量が原油換算数量で1,500キロリットル以上の事業者等、温室効果ガスの排出量が多い事業者